

官  
禁

號外 昭和二十一年十二月二十一日

午前十時七分開演

南國議會

貴族院議事速記録第八號

昭和二十一年十

一、皇室經濟法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀

第一讀

11

○議長(公爵徳川家正著)諸職の報告は御異議がなければ朗讀を省略致します

參照

テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ  
一時十九日開港事務局委員會ニ於  
如シ

委員長  
副委員長、子博森、俊成君

同日左ノ通第十九回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

政府委員  
內閣事務官 中田 政美君

內務部所管事務政府委員 同 壓原 有君

內務事務官 池田 清志君

大藏省財政司長  
大蔵事務官 前尾繁三郎君

農林省所長事務政府委員  
裏原周夫官 杉山 昌作君

農林事務官 笹山茂太郎君

官報號外 昭和二十二年十二月二

昭和二十一年十二月二十二日 貴族院議事速記録第八號

## 議長の報告 會議・委員辭任の件 皇室經濟法案

第一讀會

第一條 皇室の公用に供し、又は供するものと決定した國有財產（以

は、その價額を通言したものにして、これを適用する。

位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族

第五條 宮内費は、内閣官房より支拂ふ。宮廷諸費に充てるものとし、宮内府で、これを經理する。

第一項の定義を講じて、内閣は、その内容をなるべく、速かに國会に報告しなければならぬ。

第四條 内廷費は天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太孫、子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内府の經理に属する公金としな

下皇室用財産といふのは、これを國有財產法の公用財產とし、これに関する事務は、宮内府で、これを掌る。

第一に満たない期間内に、第一項第一号又は第二号の規定により皇室に属する同一の者のなす賜與又は授受に係る財産の價額が、別に法律で定める一定額頂に達するに至つたときは、一年の期間が満了するまでのその後の期間において、その者のなす財産の賜與又は譲受については、これらの規定を適用しない。

明治二十五年三月三十日

であつた者としての品位保持の資

に充てるために、一時金額により

皇族の身分を離れる際に支出する

ものとする。その年額又は一時金

額は、別に法律で定める定額に基

いて、これを算出する。

年額による皇族費は、左の各号

及び第三項から第五項までの規定

により算出する額とし、第四條に

規定する皇族以外の各皇族に対

し、毎年これを支出するものとす

る。

一 皇族王に対するは、左の金額と

する。

既婚者 定額相当額

成年未婚者 定額の二分の一

に相当する額

未成年未婚者 定額の四分の一

に相当する額

未成年者 定額の二分の一に相当する額

未成年者 定額の四分の一に相当する額

るときは、その年額中の多額のものによる。

一時金額による皇族質は、皇室典範の定めるところにより皇族の身分を離れる皇族に對し、一時にこれを支出するものとし、その範圍において第二項、第三項及び前項の規定により算出する年額の十五倍に相當する金額を超えない範圍において、皇室經濟會議の議を経て定める金額による。

前項の規定による一時金額の算出に関するは、未婚父は未成年の親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年未滿者は女王の例によるとする。

親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年未滿者は女王の例によるとする。

大藏大臣たる議員の予備議員は、大藏次官を以て、これに充て、会計検査院の長たる議員の予備議員は、内閣總理大臣の指定する会計検査院の官吏を以て、これに充てる。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に皇室の用緒ある物は、皇位とともに、皇嗣として支拂されたものに、これを準用する。

第七條 皇位とともに傳わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣がこれを受ける。

第八條 皇室經濟會議は、議員八人でこれを組織する。

議員は、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、大臣、官房長並びに会計検査院の長を以て、これに充てる。

第九條 皇室經濟會議は、予備議員八人を置く。

第十條 皇室經濟會議は、五人以上の議員の出席がなければ、議事を開き難いこととする。

夫々親王、親王妃及び内親王に准じて算出された金額の十分の七に相当する金額とする。

既婚の親王及び王に対するは、婚姻が解消した後においても、從前と同額とする。

同一人が二以上の身分を有するする金額とする。

在任中は、定額の五倍に相当する金額とする。

一時金額による皇族質は、皇室典範の定めるところにより皇族の身分を離れる皇族に對し、一時にこれを支出するものとし、その範圍において第二項、第三項及び前項の規定により算出する年額の十五倍に相當する金額を超えない範圍において、皇室經濟會議の議を経て定める金額による。

前項の規定による一時金額の算出に関するは、未婚父は未成年の親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年未滿者は女王の例によるとする。

親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年未滿者は女王の例によるとする。

大藏大臣たる議員の予備議員は、大藏次官を以て、これに充て、会計検査院の長たる議員の予備議員は、内閣總理大臣の指定する会計検査院の官吏を以て、これに充てる。

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に皇室の用緒ある物は、皇位とともに、皇嗣として支拂されたものに、これを準用する。

第七條 皇位とともに傳わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣がこれを受ける。

第八條 皇室經濟會議は、議員八人でこれを組織する。

議員は、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、大臣、官房長並びに会計檢査院の長を以て、これに充てる。

第九條 皇室經濟會議は、予備議員八人を置く。

第十條 皇室經濟會議は、五人以上の議員の出席がなければ、議事を開き難いこととする。

夫々親王、親王妃及び内親王に准じて算出された金額の十分の七に相当する金額とする。

既婚の親王及び王に対するは、婚姻が解消した後においても、從前と同額とする。

同一人が二以上の身分を有するする金額とする。

在任中は、定額の五倍に相当する金額とする。

一時金額による皇族質は、皇室典範の定めるところにより皇族の身分を離れる皇族に對し、一時にこれを支出するものとし、その範圍において第二項、第三項及び前項の規定により算出する年額の十五倍に相當する金額を超えない範圍において、皇室經濟會議の議を経て定める金額による。

前項の規定による一時金額の算出に関するは、未婚父は未成年の親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年未滿者は女王の例によるとする。

親王又は王は、既婚の親王又は王の例に、未成年の内親王又は女王は、成年未滿者は女王の例によるとする。

大藏大臣たる議員の予備議員は、大藏次官を以て、これに充て、会計検査院の長たる議員の予備議員は、内閣總理大臣の指定する会計検査院の官吏を以て、これに充てる。

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に皇室の用緒ある物は、皇位とともに、皇嗣として支拂されたものに、これを準用する。

第七條 皇位とともに傳わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣がこれを受ける。

第八條 皇室經濟會議は、議員八人でこれを組織する。

議員は、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、大臣、官房長並びに会計檢査院の長を以て、これに充てる。

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

致したものでありまするが、其の内容

は、議長の失するところによる。

と致しましては、主として日本國憲法第八條及び第八十八條の規定に基いて

規定することを要する事項を中心と

し、皇室の經濟關係に關する事項を取

纏めて規定致したのであります、其の

三十六條及び第三十七條の規定

は、皇室經濟會議に、これを準用

する。

大藏大臣たる議員の予備議員

産と致しまして、之に必要な事項を規

定致したのであります、第二に、日本

國憲法第八條に依りまして、皇室に關

する財産の授受等は、國會の議決を要

するのでありまするが、其の授受の性

質、又は財産の佔領如何等に依ります

ては、其の都度々國會の議決を經る

ことを要しない旨を定めてあります、

第三には、日本國憲法第八十八條に依

りまして、豫算に計上する皇室經濟

を、内廷費、宮廷費、皇族費の三つと

致しまして、其の名に付きまして必要

な規定を設けたのであります、第四

に、皇位に、特に由緒の深いものは、

一般の財產相續の原則に依ることな

く、皇位と共に皇嗣が之を受けらるべ

き旨を規定致したのであります、第五

がるべきものの終焉的處理に關し、

必要な事項は、政令でこれを定め

る。

この法律施行の日のする年度に

おける内廷費及び皇族費の年額は、

月額による。

○國務大臣(男爵齊原喜景郎君登壇)只今審議題となりま

す

動議に御異議はございませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり

と致しましては、主として日本國憲法第八條及び第八十八條の規定に基いて

規定することを要する事項を中心と

と認めます、特別委員の氏名を朗讀致させます

〔根本書記官朗讀〕

皇室經濟法案特別委員

子爵島津忠彦君(侯爵西郷吉之助君)

伯爵前田利男君

子爵加藤泰通君(子爵六角英通君)

子爵北條萬八君(子爵綾小路謙君)

子爵齊藤齊君

白澤保美君

荒川文六君

精一君

子爵奥田利之君

高橋龍太郎君

義履君

子爵中村昂平君

西乙君

種田虎雄君

竹中藤右衛門君

中島徳太郎君

渡邊三郎君

和作君

高橋龍太郎君

山口知

橋本萬石衛門君

飯塚知信君

重宗雄三君

○子爵戸澤正己君 只今審議題となりま

す

した皇室經濟法案は、其の特別委員の

議長に一任するの動議を提出致しま

す

○子爵秋田重幸君 賛成

○子爵徳川家正君 戸澤子爵の

動議に御異議はございませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり

と致しましては、主として日本國憲法第八條及び第八十八條の規定に基いて

規定することを要する事項を中心と

し、皇室の經濟關係に關する事項を取

纏めて規定致したのであります、其の

三十六條及び第三十七條の規定

は、皇室經濟會議に、これを準用

する。

大藏大臣たる議員の予備議員

産と致しまして、之に必要な事項を規

定致したのであります、第二に、日本

國憲法第八條に依りまして、皇室に關

する財産の授受等は、國會の議決を要

するのでありまするが、其の授受の性

質、又は財産の佔領如何等に依ります

ては、其の都度々國會の議決を經る

ことを要しない旨を定めてあります、

第三には、日本國憲法第八十八條に依

りまして、豫算に計上する皇室經濟

を、内廷費、宮廷費、皇族費の三つと

致しまして、其の名に付きまして必要

な規定を設けたのであります、第四

に、皇位に、特に由緒の深いものは、

一般の財產相續の原則に依ることな

く、皇位と共に皇嗣が之を受けらるべ

き旨を規定致したのであります、第五

がるべきものの終焉的處理に關し、

必要な事項は、政令でこれを定め

る。

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に皇室の用緒ある物は、皇位とともに、皇嗣がこれを受ける。

第七條 皇位とともに傳わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣がこれを受ける。

第八條 皇室經濟會議は、議員八人でこれを組織する。

議員は、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、大臣、官房長並びに会計檢査院の長を以て、これに充てる。